

# 監督署からのお知らせ <2013年 No.10>

～ゼロ災復興めざして がんばろう!～

発行：石巻労働基準監督署（TEL：0225-22-3365）〒986-0832 石巻市泉町4-1-18（ハローワーク石巻と同じ合同庁舎）

## 労働災害発生状況【平成25年】9月末

	平成24年 (確定)	平成22年 (同期)	平成23年 (同期)	平成24年 (同期)	平成25年 (9月末現在)		増減の状況 (対前年比)	
	死傷(死亡)	死傷(死亡)	死傷(死亡)	死傷(死亡)	死傷(死亡)	構成比(%)	死傷者数	増減率(%)
全産業	407(2)	245(2)	173(2)	283(1)	303(5)	100.0	20	7.1
製造業	104	92	38	69	77(1)	25.4	8	11.6
建設業	131(1)	32	50(1)	94	85(3)	28.1	-9	-9.6
土木工事業	36	8	16	28	25(1)	8.3	-3	-10.7
建築工事業	81(1)	20	25	56	41(2)	13.5	-15	-26.8
その他の建設業	14	4	9	10	19	6.3	9	90.0
運輸交通業	24	16(2)	20	16	19	6.3	3	18.8
商業	44	32	20	31	32	10.6	1	3.2
上記以外の業種	104(1)	73	45(1)	73(1)	90(1)	29.7	17	23.3

### 雇用契約書の確認をお願いします

～復旧・復興工事で働く作業員を守るために～

予期せぬ低い労働条件で労働することから労働者を保護するため、労働基準法第15条では、事業主に対し、賃金、労働時間といった労働条件を労働者に書面交付で明示すること等を義務付けています。



雇用契約書の確認に当たる元請職員（女川町の現場事務所）

しかしながら、求職者に対し、賃金の支払や労災補償といった労働基準関係法令の保護が受けられない業務委託の契約を締結させようとしたり、また、募集内容にはない放射性物質の除染作業に従事することを誓約させようとしたりするなど、予期しない内容で意図的に労働者を働かせようとする事例がみられます。また、4次請負の会社の作業員を3次請負の作業員と偽って入場させるなど、労働契約が適正に締結されていないことや労使関係に基づく事業者の安全配慮義務が履行されていないことが懸念される事例がみられます。

このようなことを未然に防止し、作業員に安心して働いてもらうため、建設現場では、作業員が法令の保護を受けられているか、他の現場で予期せぬ作業を強いられるようなことがないか、また、安全配慮義務の履行に支障をきたすような状況で現場に入場させられていないかといった観点から、労働基準法第15条に着目し、元請会社が請負会社の労働者の『雇用契約書の交付状況』や『適正な労働契約の締結』を確認する取組を始め、その取組が労働災害防止や安心して働くことにつながるとの声が現場から寄せられました。（裏面につづく）

【お知らせ】 宮城県最低賃金（現行：時間額685円）は、  
平成25年10月31日から時間額696円に改定されます。

## ～ 取組の結果、現場から次の声が寄せられました～

### ■ 事業主の声

元請さんから『雇用契約書を見せていた  
だきたい』と言わされたとき、抵抗がありました。

しかし、元請さんから、「復興工事には多くの会社や作業員が出入りし、中にはよくないことを考えて被災地に来ている会社があるかもしれない」ので、雇用契約書を見せてもらって、元請としても被災地の作業員を守っていく姿勢を示し、安心して作業してもらいたい。そして、みんなで力を

合わせて労働災害の防止や作業に取り組んで、被災地の復興に貢献していきたいとの話もいただき、雇用契約書を見せることにしました。この取組により『この現場は今までの現場とは違う』と感じ、今まで以上に安全管理活動に積極的に協力しようと思いました。

### ■ 作業員の声

会社に入社して間もないのですが、会社から『よくないことを考えて被災地に乗り込んできている会社があるかもしれない』で、元請さんが雇用契約書を見せほしいと言っていると聞かされました。先輩に聞いても『元請さんは、今までそんなことしなかったよ』とのことでしたが、建設現場の労働災害が多いことや除染作業についての問題が新聞報道される中、建設会社に就職することが不安だった私にとって、私の労働条件を確認してくれ、それを労働災害防止につなげようとする元請さんがいることで安心して作業しています。

## 割増賃金を確実に支払いましょう

例えば、1日の所定労働時間が8時間の建設会社で、月曜日～土曜日までの6日間、それぞれ8時間ずつ働くと、1週間で48時間働いたことになりますが、このうち8時間（1週間で40時間を超えた土曜日の労働時間）については、2割5分以上の割増賃金の支払が必要です。

（「計算例」参照）この割増賃金については、月曜日～土曜日の週6日間の労働が常態化している事業場で支払われていない事例が少なからずみられます。

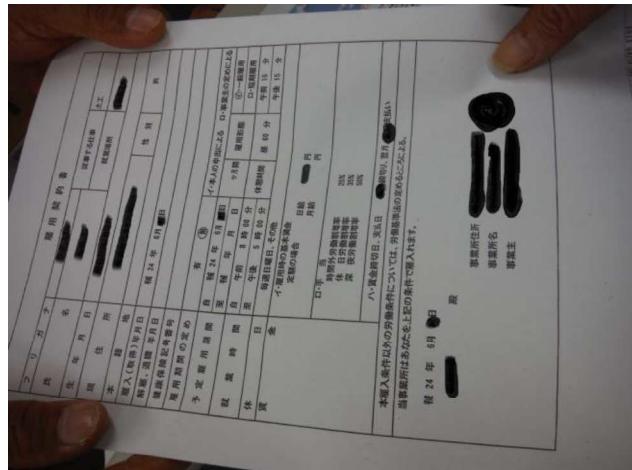
事例のような場合、職場での生活が1日の3分の1を占め、その職場環境や労働条件が労働者に与える心理的な影響が大きい上、復旧・復興工事のため県外から進出している事業者の方や新規に建設業に就く労働者が多くみられる状況を踏まえますと、快適な職場環境の整備と労働条件の改善を通じ、労働者の安全と健康を確保していくことがますます重要となっています。また、労働安全衛生法においても、その目的として、労働条件の確保・改善等が目的である労働基準法とあいまって、労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを宣言しています。

割増賃金が確実に支払われているか、確認してみましょう！

### 【計算例】

所定賃金が1日12,000円の方で時間外労働の割増率が2割5分の建設会社で、月曜日～土曜日に、それぞれ8時間働いた場合の土曜日の賃金（割増分を含む）は、次のとおり計算します。

- 1時間当たりの割増賃金額・・・12,000（円）÷8（時間）=1,500（円）
- 土曜日の割増賃金額・・・1,500（円）×1.25×8（時間）=15,000円



すべての人が力を合わせて復興を成し遂げるためには、労働災害でケガをすることがない職場環境を整備することはもちろん、働く人の心理的影響にも着眼し、改めて労働条件の確保・改善に取り組むことが必要です

これまでの取組をヒントに労働災害防止を促進しましょう！